

【 秋田県外の国公立高等学校等在籍者用 】

奨学給付金の申請手続きについて

(通常期の申請)

○対象となる世帯

令和2年7月1日現在、次のすべてに該当する世帯

- (1) 保護者等が秋田県内に住所を有していること。
- (2) 生活保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯であること。
- (3) 生徒が高等学校等に在学していること（平成26年4月1日以降に入学した者に限る。）。

○提出書類

①	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学給付金受給申請書（様式1-1）
②	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護受給世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生業扶助受給証明書（様式11）又は福祉事務所が発行した生活保護受給証明書 (2) 生活保護受給世帯以外の世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者等全員の「令和2年度課税証明書」等 令和2年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかるもの（課税証明書、非課税証明書、市町村民税・道府県民税等特別徴収税額等の決定通知書の写し）
③	<input type="checkbox"/>	<p>令和2年7月1日現在、15歳以上（中学生を除く）23歳未満の兄弟姉妹がいる場合（生活保護受給世帯は不要です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養申立書（様式） ・ 扶養親族の人数・年齢を確認するための書類 扶養親族分の健康保険証の写し、 扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など
④	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振込口座届（様式10） 口座は申請者（保護者等）本人名義のものに限ります。 ・ 通帳の写し 金融機関・店名・口座番号・口座名義がわかる部分
⑤	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学証明書（様式2又は学校所定の様式） 在籍している学校から証明を受けてください。

○提出期限 令和2年8月31日（月）（必着）
※提出期限後は受付できませんので御了承ください。

○提出先 〒010-8580
秋田県秋田市山王三丁目1-1
秋田県教育庁高校教育課 調整・企画班
TEL 018-860-5161
FAX 018-860-5808
※郵送又は直接提出してください。

○給付方法 給付が決定した場合には、届けのあった口座に振り込みます。
（10月頃を予定）